

「横浜市中小病院看護師採用支援事業」

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市中小病院看護師採用支援事業

2 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 医療局医療政策部医療政策課（横浜市中区本町6-50-10）
- (2) その他、委託者が指定する場所

4 業務目的

平成29年度に実施した「横浜市看護職員意識調査」の結果によると、市内病院に従事する看護職員の約65%が市外の看護学校出身であることから、本市の医療提供体制において地方の看護学生が果たす役割は大きい。そのため、今後の大幅な医療需要の増加に対応できる看護人材を確保するためにも、人材の流入維持・促進が重要だと言える。

とりわけ、200床未満の市内病院については、将来不足が見込まれる回復期・慢性期病床の中心を担う存在である一方、採用力に不安を抱える病院が多い。

このことから、200床未満の市内病院による地方での採用活動を支援することで、地方からの看護人材の採用促進と、市内中小病院の採用力及び知名度の向上を図る。

5 業務概要

地方で開催される合同就職説明会を主軸として、200床未満の市内病院における採用活動をリアルとWEBの両面からサポートする事業を展開する。具体的な内容については、次のとおり。なお、業務の遂行にあたっては、作業工程表を作成し、委託者（横浜市）と協議をしながら進めること。

(1) 合同就職説明会への参加支援

ア 説明会出展ブースの確保

令和3年度に開催が予定されている看護学生向け合同就職説明会において、横浜市としてのブースを次のとおり確保すること。なお、ブースは参加病院ごとに確保し、それぞれが隣接するなど横浜市合同ブースであることが分かるようなレイアウトにすること。また感染対策を十分に講じること。

(ア) 出展会場数・時期

3会場以上（横浜を除く）で、令和3年12月～令和4年3月の期間

(イ) 出展病院数

200床未満の市内病院のうち、15病院程度

イ 説明会当日のブース運営及び参加病院の採用活動支援

各出展会場に受託者が同行し、横浜市合同ブースの設置及び全体運営に携わり、とともに、各出展病院の採用活動をサポートすること。

(2) 就職情報サイトを活用した採用支援

ア 横浜市特設WEBページの開設

受託者が開設する看護学生向けの就職情報サイト内に、横浜市特設WEBページを開設する。なお、当該ページには最低限次の内容を掲載すること。また、看護学生に対して当該ページをPRすること。

(ア) 横浜市の紹介、横浜で働く魅力やPR情報

(イ) 合同就職説明会に出展を予定している病院に関する情報

イ 病院個別ページの作成

(2) -ア- (イ) のとおり、合同就職説明会への出展を予定している病院ごとに紹介ページを作成し、本市特設WEBページに掲載すること。なお、病院個別ページに掲載する情報は次の内容を含むものとする。

(ア) 病院概要

(イ) 病院紹介動画

(ウ) 採用情報・実績

(エ) 写真（職場の雰囲気や研修・教育の様子等が学生に伝わるものを含める）

(オ) インターンシップ、見学会の案内・予約

(カ) その他学生の興味を引くような内容

(3) オンライン上での採用活動の実施

昨今の社会情勢を踏まえ、オンライン上で参加病院が看護学生に対して採用活動を行う機会を設けること（例えば、WEB合同就職説明会など）。

(4) 採用活動の質向上に資する支援の実施

参加病院における採用活動の質向上に資する次の支援を実施する。

ア 看護部方針等を基に看護学生の関心を引くようなキャッチフレーズを各参加病院とともに作成する。

イ 参加病院が作成する個別ページや合同就職説明会で用いるプレゼン資料等について、当該病院の魅力や強み、看護学生が求める情報等が伝わる内容となるよう、必要なアドバイスを行うこと。

ウ 学生の来訪を促すブース内掲示物等の指示や、来訪した学生をその後の見学会やインターン、採用面接につなげるための面接手法及び合同就職説明会後のフォロー等についてレクチャーすること。

(5) その他の採用支援策の実施

参加病院の看護学生確保に資する企画があれば自由に提案すること。

(6) 打合せの実施及び議事録の作成

業務の遂行にあたっては、受託者が委託者（横浜市）を訪問する形式又はオンライン形式で、概ね月に1回程度打合せを行う。ただし、調整事項が生じた場合など必要がある場合には、協議の上、対応することとする。

また、打合せの議事録を作成し、打合せ後5営業日以内を目途に委託者（横浜市）へ提出する。

6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。紙面は1部、電子データは原則 Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1) 各回の打ち合わせの議事概要	電子データ	打ち合わせ後5営業日以内
(2) 年間スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(3) 実績報告書	紙面及び電子データ	令和4年3月31日
(4) 本委託契約の履行に向けて作成したもの	電子データ	令和4年3月31日

※ (3)については、委託業務内容を全て網羅して作成すること。

7 部分払い

しない

8 その他

- (1) 受託者の業務実施体制について、契約締結後速やかに提示すること。
- (2) 提出する成果物について、委託者（横浜市）の検査を受けること。その際、修正を要すると委託者（横浜市）が指摘した場合、迅速に対応し、再提出すること。なお、再提出物においても再び同様の検査を受けること。
- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者（横浜市）に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者（横浜市）の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。